

密集地域、小工場集合地域、交通ひんぱん地域等を中心として主に幼児及び小学校低学年児童を対象とした児童遊園を整備するとともに、市街地における公立小学校の校庭等の開放の促進を図り、付近に適当な遊び場が確保できない場合は、車両通行止め等の交通規制による遊戯道路の設置を促進する。

(6) 危険物の輸送に関するその他の交通環境の整備等

危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するため、危険物の運搬輸送上の安全確保の徹底を図る。また、特に油類にあっては、パイプラインを活用するなどにより、交通環境の整備を促進する。

2 交通の安全に関する知識の普及等

(1) 交通安全教育の振興

ア 幼児の交通安全教育の徹底

幼児の交通安全教育の重要性にかんがみ、幼稚園及び保育所においては、それぞれの特色を生かして、

幼児に交通安全の習慣や態度を身につけさせるよう指導の徹底を図る。このため、交通安全に関する指導資料の作成、教職員に対する講習会の開催等によって、その趣旨の徹底を図り、指導力の向上を図る。

また、地域の特性に即応した保護者ぐるみの交通安全教育を集合訓練によって組織的、継続的に実施するための幼児交通安全クラブの結成を推進し、その活動の強化を図る。

この外、児童館及び児童遊園においては、主として幼児を対象に、遊びによる生活指導の一環として交通安全に関する指導を推進する。また、母親組織による幼児の交通安全指導の充実を図る。

イ 学校における交通安全教育の徹底

小学校、中学校及び高等学校の交通安全教育は、自他の生命の尊重という基本理念に立って、心身の発達段階や地域の実態に即して安全に必要な基本的行動様式を理解させるとともに、身近な交通環境における様々な危険に気付いて、的確な判断の下に安

全に行動できる態度と能力を養い、健全な社会人の育成を図ることをねらいとして、学校における教育活動の全体を通じて計画的、組織的に行うこととする。

小学校及び中学校においては、特別活動の学級指導及び学校行事において、歩行者としての安全のみならず、自転車の安全を乗り方についても重点的に指導することとする。また、高等学校においては、小学校及び中学校における指導の成果の基礎に立って、ホーム・ルームや学校行事を中心としてより高度の知識、技術や交通のマナーを身につけさせるととし、生徒や地域の実情に応じて、自動二輪車の安全に関する内容についても適宜取り上げ、安全に対する意識の高揚と実践力の向上を図るための指導を行う。

また、これらの指導を効果的に実施するため、小学校安全指導の手引及び中学校安全指導の手引の活用を図るとともに、自転車の安全に関する指導資料の作成、自動二輪車の安全に関する調査研究、講習

会等の開催による教職員の指導力の向上及び教材、教具の整備を推進し、また、日本学校安全会による交通安全に関する教育の普及啓もう活動の充実を図る。

ウ 地域社会における交通安全指導の充実

地域社会における交通安全指導の充実を図るため、交通安全協会、交通安全母の会等の母親組織、民間交通指導員、交通少年団等の民間交通安全組織の活動に対して積極的な指導協力をを行い、それらの活動を通じて、正しい交通ルールの実践を習慣づけるとともに、地域全体の交通安全意識の高揚を図る。

また、青年学級、婦人学級等における交通安全講座の拡充整備を図るなど公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を推進するとともに、P T A、婦人会、青少年団体、町内会等による交通安全に関する活動を促進する。

この外、老人については、老人クラブ、老人ホーム、高齢者教室等における交通安全指導の充実を図るとともに家庭訪問による個別指導を強化する。身

体障害者については、地域における福祉活動の場を利用する等により、交通安全指導の充実を図る。

運転者については、地域ごとの講習会を積極的に開催するほか、交通安全関係団体の活動を通じて、歩行者及び自転車利用者の保護、座席ベルト及び乗車用ヘルメットの着用、暴走運転・飲酒運転等死亡事故に直結するおそれの高い違反の防止等を中心とした安全運転の励行を強力に指導する。

(2) 広報活動の充実

ア 交通安全運動の推進

交通安全運動は、道路交通に關係のあるすべての者に交通安全思想の普及徹底を図るための国民運動として、次の方針により強力に展開する。

(イ) 歩行者、自転車利用者の事故、特に子供と老人の事故の防止及び無謀運転の追放と座席ベルトの着用の徹底を目指として、国民各層に人命尊重の意識の徹底を図る。

(ウ) 春、秋の全国交通安全運動を中心として、交通

事故の状況に即し、国、地方公共団体及び関係民間団体が一致協力して幅広い国民運動を展開するほか、都道府県、市町村の主導の下に民間団体の協力により、それぞれの地域の実情に即した交通安全活動を年間を通じて必要な時期に継続的に行う。

(ウ) 国及び都道府県の緊密な連携の下に市町村段階の活動の強化を図り、地域住民の積極的な参加と協力が得られるよう市町村における推進体制の強化を図る。

イ 交通の安全に関する広報の推進

国民一般の交通の安全に対する関心と意識を高めるため、国、地方公共団体及び民間の交通安全団体が密接な連携の下に、家庭、職場、学校等それぞれの場に応じた効果的な広報媒体を活用して、交通事故の実態に即し日常生活に密着した広報を行う。

特に、子供と老人を交通事故から守り、また家庭の協力によって無謀運転を追放する見地から、家庭向け広報媒体を積極的に活用するとともに、地方公

共団体及び町内会等を通ずるルートを利用するなど家庭内に浸透するきめ細かい広報の充実に努める。この外、国及び地方公共団体は、民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、交通の安全に関する広報資料の提供を積極的に行う。

(3) 交通の安全に関する民間団体の育成指導

国民の交通安全に関する意識を高めるためには、民間の自主的な活動に待つところが大きいので、交通安全を目的とする民間団体その他交通に關係ある業務を行う団体の組織化について、指導を強化するとともに、これら団体が行う諸行事に対する援助、交通安全活動の推進に必要な資料の提供、団体相互間の連絡協力体制の強化等を通じて、その自主的な活動を促進する。

なお、その他の民間団体についても、国民に交通安全意識を浸透させるため、それぞれの立場に応じて、交通安全運動等に協力するよう積極的な働き掛けを行う。